

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年8月10日

金曜日

第4387号

目次

規則

○富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則 1

告示

○遊漁規則の変更の認可 2

公告

○落札者の公示 3

○大規模小売店舗立地法による意見書の概要 4

公安委員会公告

○警備員検定の実施

○検定合格者審査の実施 6

規則

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年8月10日

富山県知事 石井 隆一

富山県規則第47号

富山県災害救助法施行規則の一部を改正する規則

富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1 避難所及び応急仮設住宅の供与の項の2の(1)のイ中「5,516,000円」を「5,610,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項の1の(3)中「1,130円」を「1,140円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項の3の(1)中「18,400円」を「18,500円」に、「23,700円」を「23,800円」に、「34,900円」を「35,100円」に、「41,800円」を「42,000円」に、「52,900円」を「53,200円」に、「30,400円」を「30,600円」に、「39,500円」

大規模小売店舗立地法による意見書の概要について

平成30年4月2日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がなされたので、同条第3項の規定により公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成30年8月10日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
大阪屋ショッピング秋吉店 富山市秋吉151-1 ほか15筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショッピング
- 3 市町村の区域内に居住する者等の意見の概要
 - (1) 交通安全対策に関すること
 - (2) 冬季の除雪に関すること
- 4 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 5 縦覧期間 平成30年8月10日から平成30年9月10日まで

警備員検定の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。）第23条第1項の規定に基づき検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。）第7条の規定により公示する。

平成30年8月10日

富山県公安委員会委員長 金岡 克己

1 検定実施日時、受検定員

警備業務の種別	級	実施日時	定員
施設警備業務	2級	平成30年11月27日（火） 午前9時から午後5時まで	30人
交通誘導警備業務	2級	平成30年11月28日（水） 午前9時から午後5時まで	30人

2 受検資格

富山県内に住所がある者又は富山県内の営業所に属する警備員

3 検定実施場所

富山県富山市高島7番11号

富山県警察装備センター

4 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成30年9月18日（火）から同年10月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

(3) 受検者の決定等

ア 受検希望者の数がそれぞれの定員を超えなかった場合は、その全員を受検者とする。

イ 受検希望者が定員に達した時点で受付を終了する。

5 検定申請書の受付期間及び受付先

(1) 期間

平成30年10月15日（月）から同年10月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 申請者が富山県内に居住することを疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど）

エ 申請者が富山県外に居住している場合は、富山県内に所在する警備会社の営業所に属することを疎明する書面（所属証明書など）

(4) 提出方法

提出書類は受付先へ直接持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

次に掲げる額の手数料を受検票受領時に富山県収入証紙により納入すること。

なお、申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、受検種別の変更等は認めない。

検定の種別	受検手数料
施設警備業務 2級	16,000円
交通誘導警備業務 2級	14,000円

7 受検票の交付

検定申請書を提出した者に対しては、即日受検票を交付する。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係
(電話076-441-2211・内線3045)

検定合格者審査の実施について

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第9条の規定により公示する。

平成30年8月10日

富山県公安委員会委員長 金岡 克己

1 検定合格者審査の実施日時、種別及び受検定員

(1) 平成30年11月20日（火）

午前10時から午後3時30分まで（受付は午前9時30分から）

- ア 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査
- イ 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査
- ウ 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査
- エ 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査
(受検定員はアからエの合計で10名)

(2) 平成30年11月21日(水)

午前10時から午後3時30分まで(受付は午前9時30分から)

- ア 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査
- イ 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査
(受検定員はア、イの合計で10名)

(3) 平成30年11月22日(木)

午前10時から午後3時30分まで(受付は午前9時30分から)

- ア 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査
- イ 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査
(受検定員はア、イの合計で10名)

2 検定合格者審査の実施場所

富山県富山市高島7番11号

富山県警察装備センター

3 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

平成30年9月18日(火)から同年10月5日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話076-441-2211・内線3045)で電話受付する。

4 審査申請書の受付期間及び受付先

(1) 期間

平成30年10月9日(火)から同年10月19日(金)まで(日曜日及び土曜日を

除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

審査申請書は、次のアからウのいずれかの警察署に提出すること。

ア 申請者の住所地を管轄する警察署

イ 申請者が警備員の場合、所属する警備会社の営業所を管轄する警察署

ウ 審査を受けようとする旧検定合格証の交付手続を行った警察署

5 申請に必要な書類

(1) 審査申請書 1通

(2) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉

(3) 旧検定合格証の写し

(4) 富山県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた場合で、今回、富山県公安委員会の審査を受けるときは、住所地が富山県内にあることを証明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写しなど)又は富山県内の営業所に属することを証明する書面(所属証明書など)

6 手数料

4,700円(申請時に富山県収入証紙で納付すること。)

申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、審査種別の変更等は認めない。

7 その他

(1) 受検当日は、審査種別に係る旧検定合格証を持参すること。旧検定合格証の持参がない場合は審査を受けられない。

(2) 学科試験に合格した者は、実技試験に進み、徒手の護身術(基本の構え、体さばき、前突き)を行う。服装は動きやすいものであれば、特に指定はしないが、警備員としての品格を疑われるような服装は避けること(ヘルメット、帽子、手袋、警笛等は不要)。

(3) 審査に合格し、成績証明書の交付を受けた場合は、これを添付して合格証明書の交付申請を行うこと。ただし、成績証明書の有効期限は1年であることに注意すること。

8 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)
